

平成 22 年 3 月 23 日  
日本製紙連合会

## グリーン購入法新判断基準への対応について

環境省のグリーン購入法判断基準の見直しは、平成 21 年のコピー用紙に続いて印刷用紙においても総合評価指標が導入されることとなり、4 月 1 日から正式にスタートすることとなった。印刷用紙は、古紙パルプを 60%以上配合することとし、残りを森林認証材・間伐材パルプと、その他の持続可能性を目指したパルプ評価値を計算し、加点項目として、非塗工印刷用紙は白色度を、塗工印刷用紙は塗工量の数値を加算して総合評価値とする。総合評価値は、コピー用紙が前年の 70 から 80 に引き上げられ、印刷用紙は 80 からスタートする。

また、印刷用紙は、製品の総合評価値及びその内訳をケース（箱）に表示しなければならない（内訳はウェブサイトでも可）コピー用紙とは異なり、ウェブサイト等に掲載し、確認できるようにしなければならない。

日本製紙連合会の会員各社は、新基準に対応した製品を供給するに当たっては、古紙偽装問題のような問題は再び起こさないとの強い決意の下、表示される数値の信頼性を確保するため以下のような考え方によることとした。

### I. 印刷用紙

#### 1. 総合評価値の計算方法

・総合評価値の計算は以下の手順に基づいて行うこととする。

- ①証明方法が確立されている古紙パルプ配合率（平成 20 年 4 月 2 日、日本製紙連合会発表「古紙パルプ等配合率検証制度について」）を基本として、古紙パルプ配合率 60%～100%の評価値（50～90）を計算する。
- ②100 から古紙パルプ配合率を差し引き、古紙パルプ以外のパルプとするが、先ず、クレジット管理している森林認証材パルプ・間伐材パルプのクレジットの利用があるならば、計算し、その合計（評価値 0～40）の数値を加える。
- ③次に、その他の持続可能性を目指したパルプ（評価値 0～20）の評価値を計算し、加える。
- ④最後に非塗工印刷用紙は白色度（評価値 0～15）を、塗工印刷用紙は塗工量（評価値 0、5、10、15）の数値を加えて総合評価値とする。
- ⑤非塗工紙印刷用紙のうちファンシーペーパーまたは抄き色紙については、古紙リサイクル適性が A ランクの場合は 5 加点するものとする。

⑥古紙パルプ以外は必要なければ加えなくともよい。

平成 22 年度から開始される印刷用紙の総合評価値は 80 以上ならば特定調達品目適合製品となり、80 に達しない場合は不適合製品となる。

- ・要請があった場合に備えて、操業指示書等の事実を確認できる文書等を用意しておく。

## 2. 白色度・塗工量について

- ・非塗工印刷用紙の白色度・塗工印刷用紙塗工量の指標値については、ともに操業指示書等による製造スペックの中央値等により製紙工場を確認できるものとする。
- ・白色度については、中央値の±3%ではなく、±3 ポイントと読み替えるものとする（環境省了承済み）。

## 3. ウェブサイトへの掲載方法

- ・製紙メーカーがグリーン購入法入札対象である官公庁向けの製品のウェブサイトへの掲載を行う場合は、総合評価値と古紙パルプ配合率（平成 20 年 4 月 2 日、日本製紙連合会発表「再生紙の表示方法について」）を含む指標値又は加算値及び評価値を必ず表示することとし、ウェブサイトへの掲載については、当該ブランドの販売元が責任を負う。製紙メーカー以外の OEM、プライベートブランド等においては、販売元と製紙メーカーの協議によって行うこととする。
- ・総合評価値については、〇〇以上（保証）という表記方法を可とする。ただし、数値は概ね 5～10 ポイント程度の範囲内に収めるようにするが、今後その精度をさら上げるように努めることとする。
- ・評価値として加算しない項目については、「－」（横棒）として表示するか、項目を無表示とする。
- ・新判断基準の導入に際しては、環境省、印刷会社、流通業者等とともに消費者の理解を得るように十分に説明をすることにより、混乱を招かないように努める。

## 4. クレジット方式の運用

- ・森林認証材及び間伐材については、クレジット方式で運用し、平成 21 年 2 月 13 日付けで環境省が定めた「森林認証材及び間伐材に係るクレジット方式運用ガイドライン」及び「森林認証材・間伐材に係るガイドラインの運用について」と、平成 21 年 2 月に林野庁が定めた「間伐材チップの確認のためのガ

イドライン」にそれぞれ従い、その運用方法に基づいて行うこととする。間伐材については、別に日本製紙連合会において平成 22 年 3 月 23 日付で改訂した「グリーン購入法の判断基準に係る間伐材クレジットの管理・認証制度（10 年改訂版）」によって管理・検証を行うこととする。

- ・森林認証材については、認証量と利用量に齟齬が生じないように、グリーン購入法調達品と認証紙との関係、表示方法等について認証機関と綿密な打合せを行うこととする。
- ・チップ業界、製材業界、素材生産業界等に対して、間伐材の証明システムの早急な確立を要請する。また、製材工場の間伐材廃材チップについても証明がおこなわれるよう要請する。

## 5. 持続可能性を目指したパルプの管理・運用

- ・持続可能性を目指したパルプについては、日本製紙連合会が平成 22 年 3 月 23 日付けで定めた「印刷用紙に係るグリーン購入法の判断基準における「持続可能性を目指した原料の調達方針に基づいて使用するパルプ」の管理・運用について」によって管理・運用を行うこととする。

## 6. 経過措置

- ・新判断基準のウェブサイトへの掲載については、製紙業界としてできるだけ速やかに準備を進めるものとし、準備が整うまでの経過期間は平成 22 年 6 月末までとする。

## II コピー用紙

### 1. 総合評価値の計算方法

- ・総合評価値の計算は以下の手順に基づいて行うこととする。

- ①証明方法が確立されている古紙パルプ配合率（平成 20 年 4 月 2 日、日本製紙連合会発表「古紙パルプ等配合率検証制度について」）を基本として、古紙パルプ配合率 70%～100%の評価値（50～80）を計算する。
- ②100 から古紙パルプ配合率を差し引き、古紙パルプ以外のパルプとするが、先ず、クレジット管理している森林認証材パルプ・間伐材パルプのクレジットの利用があるならば、計算し、その合計（評価値 0～30）の数値を加える。
- ③次に、その他の持続可能性を目指したパルプ（評価値 0～15）の評価値を計算し、加える。
- ④最後に白色度・坪量（評価値 0～30）の数値を加えて総合評価値とする。

⑤古紙パルプ以外は必要なければ加えなくともよい。

平成 22 年度より総合評価値 80 以上ならば特定調達品目適合製品となり、80 に達しない場合は不適合製品となる。

- ・要請があった場合に備えて、操業指示書等の事実を確認できる文書等を用意しておく。

## 2. 白色度・坪量について

- ・白色度・坪量の指標値については、ともに操業指示書等による製造スペックの中央値とする。
- ・白色度については、中央値の±3%ではなく、±3 ポイントと読み替えるものとする（環境省了承済み）。

## 3. 表示方法

- ・表示については、当該ブランドの販売元が責任を負う。製紙メーカー以外の OEM、プライベートブランド等においては、販売元と製紙メーカーの協議によって行うこととする。製紙メーカーがグリーン購入法入札対象である官公庁向けの製品に表示を行う場合は、ケース（箱）に総合評価値の合計値と古紙パルプ配合率（平成 20 年 4 月 2 日、日本製紙連合会発表「再生紙の表示方法について」）を必ず表示することとし、なお、内訳の表示についてはウェブサイトを確認できるようにしても構わない。
- ・総合評価値については、〇〇以上（保証）という表記方法を可とする。ただし、数値は概ね 5~10 ポイント程度の範囲内に収めるようにするが、今後その精度をさら上げるように努めることとする。
- ・評価値として加算しない項目については、「—」（横棒）として表示するか、項目を無表示とする。
- ・新判断基準の導入に際しては、環境省、コピー機メーカー、流通業者等とともに消費者の理解を得るよう十分に説明をすることにより、混乱を招かないように努める。

## 4. クレジット方式の運用

- ・森林認証材及び間伐材については、クレジット方式で運用し、平成 21 年 2 月 13 日付けで環境省が定めた「森林認証材及び間伐材に係るクレジット方式運用ガイドライン」及び「森林認証材・間伐材に係るガイドラインの運用について」と、平成 21 年 2 月に林野庁が定めた「間伐材チップの確認のためのガイドライン」にそれぞれ従い、その運用方法に基づいて行うこととする。間

伐材については、別に日本製紙連合会において平成 22 年 3 月 23 日付で改訂した「グリーン購入法の判断基準に係る間伐材クレジットの管理・認証制度（10年改訂版）」によって管理・検証を行うこととする。

- ・ 森林認証材については、認証量と利用量に齟齬が生じないように、グリーン購入法調達品と認証紙との関係、表示方法等について認証機関と綿密な打合せを行うこととする。
- ・ チップ業界、製材業界、素材生產業界等に対して、間伐材の証明システムの早急な確立を要請する。また、製材工場の間伐材廃材チップについても証明がおこなわれるよう要請する。

#### 5. 持続可能性を目指したパルプの管理・運用

- ・ 持続可能性を目指したパルプについては、日本製紙連合会が平成 22 年 3 月 23 日付けで定めた「印刷用紙及びコピー用紙に係るグリーン購入法の判断基準における「持続可能性を目指した原料の調達方針に基づいて使用するパルプ」の管理・運用について」によって管理・運用を行うこととする。

#### 6. 経過措置

平成 22 年 3 月 31 日までに製造されたコピー用紙のうち、総合評価値 70 以上 80 未満の製品については、平成 22 年 4 月 1 日以降も特定調達物品等とみなすこととする。

注) 間伐材パルプ…森林を育成する段階で間引かれた材より製造されたパルプ。

認証材パルプ…第三者である認証機関により適切な森林管理を行っていることを審査・認定された材で製造されたパルプ。

持続可能性を目指したパルプ

…上記以外の材で、持続可能性を目指した原料調達方針に基づいて調達され、日本製紙連合会で行っている違法伐採対策モニタリングを受けている材で製造されたパルプ。

以 上